

滋賀県知事 三日月 大造 様

要 望 書

< 要 望 事 項 >

1. 協会運営に対する支援について
2. 「浄化槽整備区域」の設定について
3. 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を図るための支援等について
 - (1) 自治体が所有する単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換
 - (2) 合併処理浄化槽への転換に伴う助成策の充実
4. 浄化槽の適正な維持管理（保守点検、清掃および法定検査）の推進について
 - (1) 浄化槽の適正な維持管理に向けた方策
 - (2) 浄化槽の維持管理助成に係る予算の確保
5. 公的施設（避難所）における浄化槽の整備促進について

令和2年1月7日

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会は、浄化槽法に基づき滋賀県知事の指定（昭和 60 年 10 月 11 日付）を受けた本県唯一の指定検査機関として、琵琶湖をはじめとする公共用水域等の水質保全のため、法定検査を主事業に浄化槽の適正な維持管理の推進に努めているところです。

合併処理浄化槽は、平成 18 年 2 月の浄化槽法の一部改正により「公共用水域等の水質保全」に有効な公益性の高い施設として、下水道並みの水処理能力を持つ生活排水処理施設に位置付けられました。

公共下水道の普及と相まって、浄化槽は減少の一途をたどっていますが、現在もなお滋賀県内には 3 万数千基に及ぶ浄化槽が県民の快適な生活を支えており、その優れた性能を十分に発揮させるために、関係法令に基づいた適正な維持管理が徹底されなければなりません。

県におかれては、平成 29 年 1 月、三日月知事を先頭に全国に先駆け、「琵琶湖新時代」の幕開けを期すべく、持続可能な地域社会の実現に向けて、滋賀の SDGs（持続可能な開発目標）に取り組むこととされたところですが、とりわけ生活排水処理の分野では、下水道、農業集落排水施設および浄化槽のベストミックスが重要と考えるところであります。

当協会では、この滋賀の SDGs への取り組みと呼応して、一昨年、県をはじめ、浄化槽関係四者で構成する「滋賀県浄化槽適正管理推進協議会」を立ち上げ、関係四者が相互に連携する中で、浄化槽の適正な維持管理への取り組みを積極的に進めているところです。

こうした取り組みを通じて、県内の生活排水対策の一翼を担い、社会的責務を果たしてまいりますので、今後とも格別のご支援・ご指導をいただきますようお願いいたします。

つきましては、県財政の厳しい中ではありますが、次の事項について要望いたしますので何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

会 長 安 田 全 男

副会長 長谷川 伸 夫 [滋賀フジクリーン(株)]

副会長 宮 下 政 之 [アムズ(株)]

副会長 小 山 浩 [株水口テクノス]

1. 協会運営に対する支援について

滋賀県では、下水道の汚水処理人口普及率が 90.2% (平成 31 年 3 月末) まで進捗する中で、浄化槽は次々に下水道に切り替えられるとともに、かつては年間 5,000 基近くあった新設浄化槽も今や 250 基程度まで落ち込んでおります。

もとより、運営経費を縮減しながら、設置届や機種届などの事前相談や予備審査から法定検査業務まで、課せられた使命を果たすため精一杯努めておりますが、浄化槽の設置基数が減少する中で、年々運営が厳しさを増しています。今後とも継続的な運営が維持できるよう、格段のご理解とご支援をお願いします。

2. 「浄化槽整備区域」の設定について

今後残された汚水処理施設の未整備地域は、住居が点在する中山間地や山間の小さな集落であり、河川等の公共用水域等の水質保全のためにも浄化槽による効率的かつスピーディーな整備が求められます。

平成 29 年 3 月に策定された「滋賀県汚水処理施設整備構想 2016」では明らかにされておきませんが、**未整備地域における浄化槽の整備が着実に進むよう、各市町が「浄化槽整備区域」を設定され、生活排水処理基本計画に「浄化槽整備計画」を位置付けられるようご支援をお願いします。**また併せて、**当該整備計画の実施に伴う国予算の確保についてもご配慮をお願いします。**

3. 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を図るための支援等について

滋賀県では、浄化槽のうち単独処理浄化槽が 42% (約 1 万 4 千基) を占めております。この中には、各家庭に設置されているもののほか、各自治体が所有する単独処理浄化槽も含まれ、これらの浄化槽からの生活雑排水は未処理のまま身近な排水路や河川に放流され、琵琶湖の水環境に大きな負荷を与え続けています。

(1) 自治体が所有する単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換

県内には、自治体が所管する学校教育施設や庁舎等で単独処理浄化槽を設置しているところが 109 基 (平成 30 年 3 月末現在) あります。

水質保全にあっては、住民の模範となるべき行政が率先して合併処理浄化槽への転換を進めることが肝要であり、県のご指導をお願いします。

(2) 合併処理浄化槽への転換に伴う助成策の充実

今後とも下水道が整備されない地域（下水道事業計画区域内であっても当分の間（7年以上）整備が見込まれない地域を含む。）にあつては、単独処理浄化槽から**合併処理浄化槽への転換経費の助成拡大が図られるよう、国に対する働きかけをお願いします。**

4. 浄化槽の適正な維持管理（保守点検、清掃および法定検査）の推進について

(1) 浄化槽の適正な維持管理に向けた方策

令和2年4月から施行される改正浄化槽法においては、浄化槽の適正な維持管理の促進等を図るため、県および市町は関係者で構成する協議会を組織することができるとされたところです。本県では、既に県、市町、業界ならびに当協会の浄化槽関係四者で構成する「滋賀県浄化槽適正管理推進協議会」を設置し、未管理浄化槽をはじめ、浄化槽を巡る諸課題の解消に向けて連携して取り組んでいるところですが、**次年度からは当協議会を法定協議会に移行するとともに、これまでの取り組みが十分な成果を得られるよう、県の主導のもとに、継続的かつ効果的な運営が図られるよう、一層のご指導をお願いします。**

(2) 浄化槽の維持管理助成に係る予算の確保

浄化槽の維持管理に係る支援策として、平成15年度に「滋賀県浄化槽維持管理事業」を創設され、平成21年度から自治振興交付金制度により運用されていますが、**今後さらにこの制度が広く活用されるよう、必要な予算の確保についてよろしくお願いします。**

5. 公的施設（避難所）における浄化槽の整備促進について

浄化槽は、し尿および生活雑排水を処理するための施設として、下水道と同等の機能を有するとともに、「環境にも財政にも優しく、災害にも強い」とされており、地震災害発生時の全損率（阪神淡路大震災 0.3%、東日本大震災 3.8%、熊本地震 6.5%）が低いばかりでなく、迅速に復旧できる污水处理システムであります。

大規模地震災害時における防災、減災の観点に立って、下水道事業計画区域内外にかかわらず、県内の学校や公民館等の公的施設（避難所）における浄化槽の整備促進が図られるよう、県のご支援をお願いします。